

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十二日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

別表第一のト公安職給料表等級別職務区分表中

検査員

を

検査員
外事戦路員

に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。